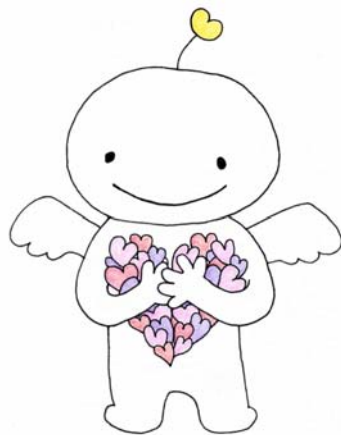


第2次岐阜市人権教育・啓発行動計画

— 人権を尊重するまちづくりのために —



2010（平成22）年3月
岐 阜 市

はじめに

21世紀が、「人権の世紀」であることを改めて思い起こす時、私たちは、互いに人権を尊重しあい、共存し得る平和で豊かな社会の実現に向け、誰もが、自分のみならず他の人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、相手を思いやることの大切さを再認識させられます。

基本的人権が守られた平和な社会を築くことは、すべての国々に課せられた責務であるとともに、私たちにとっても、一人ひとりが幸福な生活を営むために個人の尊厳が守られる社会、つまり人権が尊重される社会を実現しようとする努力が求められています。

国際連合は、1995（H7）年から2004（H16）年までの10年間で「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、国内においては1997（H9）年に国の行動計画が示されました。

2000（H12）年には、人権尊重の理念を普及させ、国民の理解を深めることを目的とした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行されました。地方公共団体においても、地域の実情に即した人権に関する施策を策定し実施することが求められ、岐阜市は2000（H12）年度に「岐阜市人権教育行動計画」を策定し、2004（H16）年度には、人権問題を取り巻く情勢の多様化・複雑化等の状況を鑑み、「岐阜市（後期）人権教育行動計画」を策定いたしました。

このたび、「岐阜市人権教育行動計画」が終了するにあたり、人権課題についての市民意識調査を市民3,000人の方を対象に実施するとともに、過去5年間の実績や成果を踏まえながら、新たに「第2次岐阜市人権教育・啓発行動計画」を策定いたしました。

今後は、本行動計画に基づき人権教育・啓発を積極的に推進し、市民の皆様との協働により、あらゆる人権問題の解決に向けて努力することにより一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに取り組んでまいります。

皆様の一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

2010（平成22）年3月

岐阜市長 細江 茂光

「第2次岐阜市人権教育・啓発行動計画」目次

第1章 基本的な考え方

1	第2次岐阜市人権教育・啓発行動計画策定の背景	1
2	国内外の動き	2
3	用語の定義	3
4	基本的理念	4
5	行動計画の性格と推進期間	5

第2章 人権教育・啓発推進のための環境整備

1	共生と協働のネットワーク	6
2	国、県、他市町村及び関係機関等との連携	7
3	人権教育・啓発のための庁内推進体制	8

第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1	学校教育における人権教育の推進	9
2	社会教育・青少年教育における人権教育の推進	10
3	企業における人権啓発の推進	11
4	その他あらゆる場における人権啓発の推進	11

第4章 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修

第5章 人権課題への対応

1	女性の人権	15
2	子どもの人権	18
3	高齢者の人権	23
4	障がいのある人の人権	26
5	同和問題	29

6	アイヌの人々の人権	34
7	外国人の人権	36
8	H I V感染者・ハンセン病患者等の人権	40
9	刑を終えて出所した人の人権	44
10	犯罪被害者等の人権	46
11	インターネットによる人権侵害	48
12	性的少数者の人権	50
13	その他の人権問題	52

第6章 前期重点施策の実施

1	岐阜市子どもの権利に関する条例推進の取り組み	53
2	公正採用選考と人権	55

<資料>

○	用語の解説	61
○	相談機関	66
○	世界人権宣言	67
○	日本国憲法（抄）	71
○	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	74
○	岐阜市民憲章	76
○	生涯学習都市宣言	76
○	岐阜市子どもの権利に関する条例	77
○	岐阜市人権教育・啓発行動計画推進本部要綱	82